

地下街等電波遮蔽公共施設に
おけるデジタル放送受信について

2005. 7. 15

川崎地下街株式会社

全国の地下街

- 地下街の 카테고리は大まかに分けると3種類
 - ①地下街 道路や駅前広場等の公共用地の地下に、公共地下歩道を中心として店舗や各種サービス施設を配置
 - ②準地下街 公共地下歩道は公共用地の地下に位置するが、店舗等は公共用地に隣接する民地内に配置した施設
「東京駅名店街」「静岡ゴールデン街」
 - ③建築物の地下階 通路・店舗とも建築物地下階に配置した施設である。代表されるのがデパートメントストアの地下(いわゆるデパ地下)

以上3種で全国85ヶ所ある。

川崎地下街(アゼリア)の建設目的

- 川崎地下街は川崎市の都市再開発事業の一環として建設され、その具体的な目的は以下の通りです。
 - ①人・車の立体的な分離により、駅前広場の極度の交通輻輳を緩和する。
 - ②地下2階に380台収容の駐車場を設け、地上・周辺の公共駐車場の不足緩和をはかる。
 - ③明日の川崎市のイメージを象徴しうる快適な地下空間を現出させる。
 - ④地下街総面積の19%を占めるテナント153店の地下商店街は、近傍商店街、商業ビルと一体となつての都市間競争により川崎市商業の活性化を期す。

川崎地下街の施設概要

- 規模 延床面積 56,916m²
 - 地下1階 27,089m²
 - 公共地下歩道 13,942m²
 - 店舗 10,706m²
 - その他
 - 地下2階 27,114m²
 - 公共駐車場 380台収容
 - 機械室等
- ・ 通行量
 - 1日 17~18万人

- 地表部は車両交通を中心とした交通広場とし、バス・タクシー及び一般車両の広場内動線を分離し、限られたスペースの中で緑を多く取り入れ駅前広場という多くの人々のふれあう場として、歩行空間を駅舎前面に取り入れてある。

地下1階は、地下商店街で、地下広場を含め公共地下歩道をJR川崎駅駅舎と市街地とを結ぶ基幹道路として3本設置し、それぞれの幅員は中央部22m、南側15m、北側13mとした。これら3本の基動線の横軸を補完するため、幅員6～7mの公共地下歩道を4本配置している。さらに京急川崎駅への連絡用として幅員7mの公共地下歩道を配置した。

地下2階は、収容台数380台の自走式駐車場とし、その他機械室等を配置している。

地下街建設に関する関係法令等

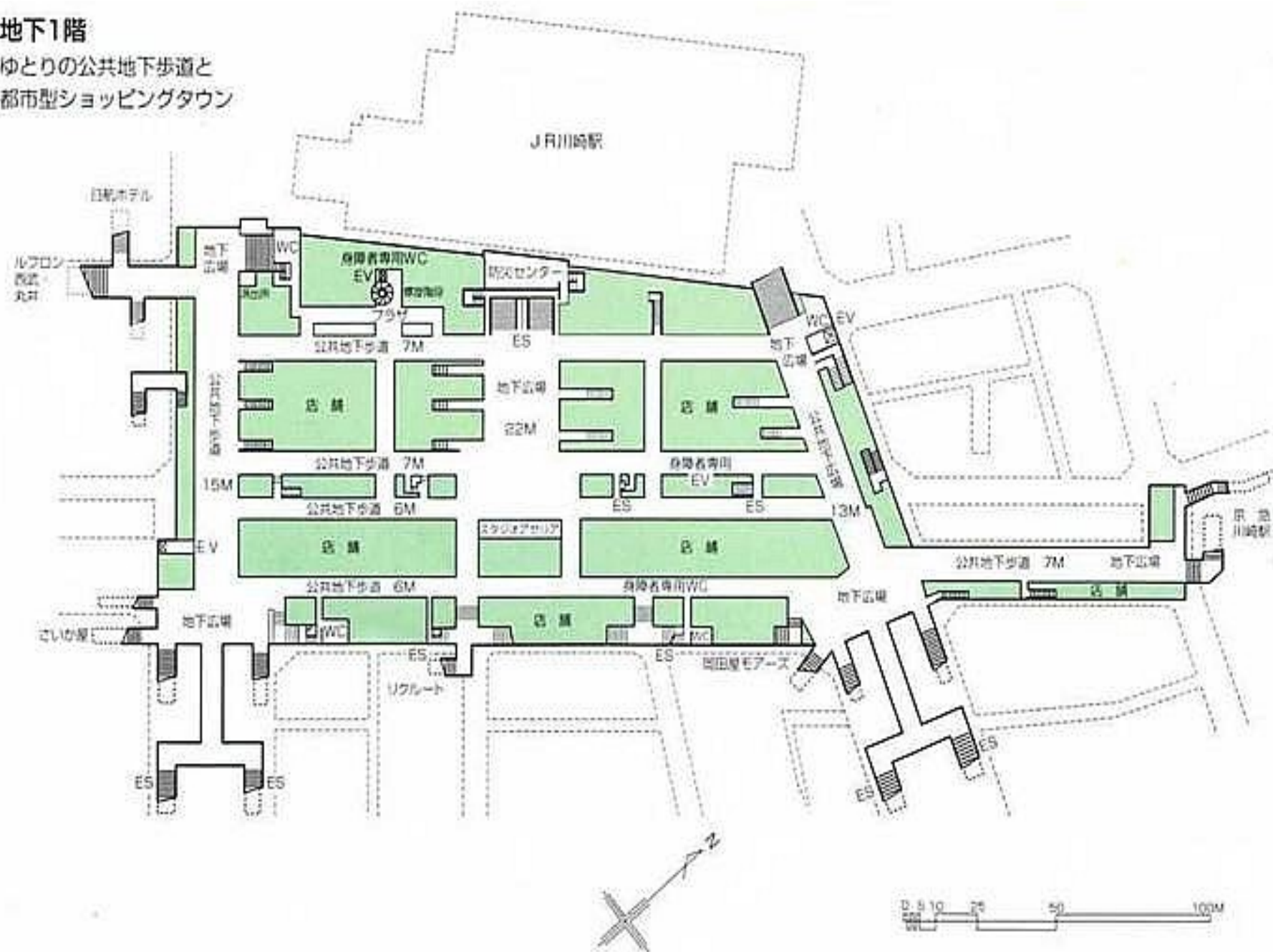
- ・地下街の取扱いについて(通達)
- ・都市計画法
- ・道路法
- ・駐車場法
- ・道路運送法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・水道法
- ・下水道法
- ・ガス事業法
- ・電気事業法
- ・有線電気通信法
- ・鉄道事業法
- ・建設業法
- ・測量法
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・労働安全衛生法
- ・高圧ガス取締法
- ・屋外広告物法
- ・電波法
- ・港湾法
- ・食品衛生法
- ・大気汚染防止法
- ・公害対策基本法
- ・水質汚濁防止法
- ・振動規制法
- ・騒音規制法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止特別措置法
- ・建築物用地下水の取扱いに関する法律
- ・大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律
- ・私的所有の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ・警備業法
- ・文化財保護法
- ・火薬類取締法
- ・不当景品類及び不当表示防止法
- ・割賦販売法
- ・遺失物法
- ・川崎市環境影響評価に関する条例
- ・川崎市建築基準条例
- ・川崎市駅前広場占条例
- ・神奈川県公害防止条例

川崎地下街の主な通信設備

- 無線通信補助設備
- トンネル協会の携帯電話受信(平成10年供用開始)
- AM再放送装置(平成7年供用開始)
- ミニFMポート機能(スタジオアゼリア)
- 光ケーブル敷設(平成17年7月末予定)

地下1階

ゆとりの公共地下歩道と
都市型ショッピングタウン



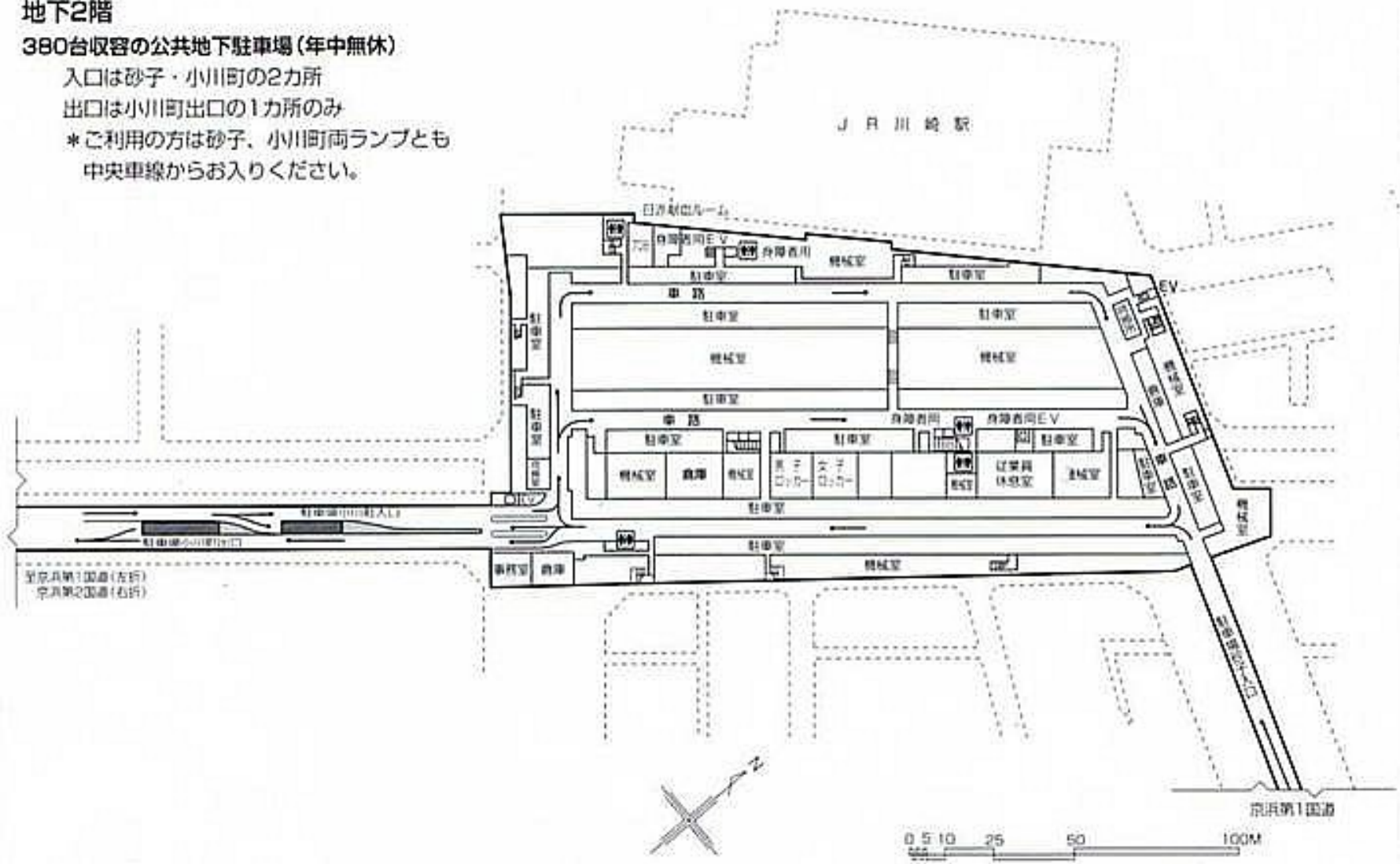
地下2階

380台収容の公共地下駐車場(年中無休)

入口は砂子・小川町の2カ所

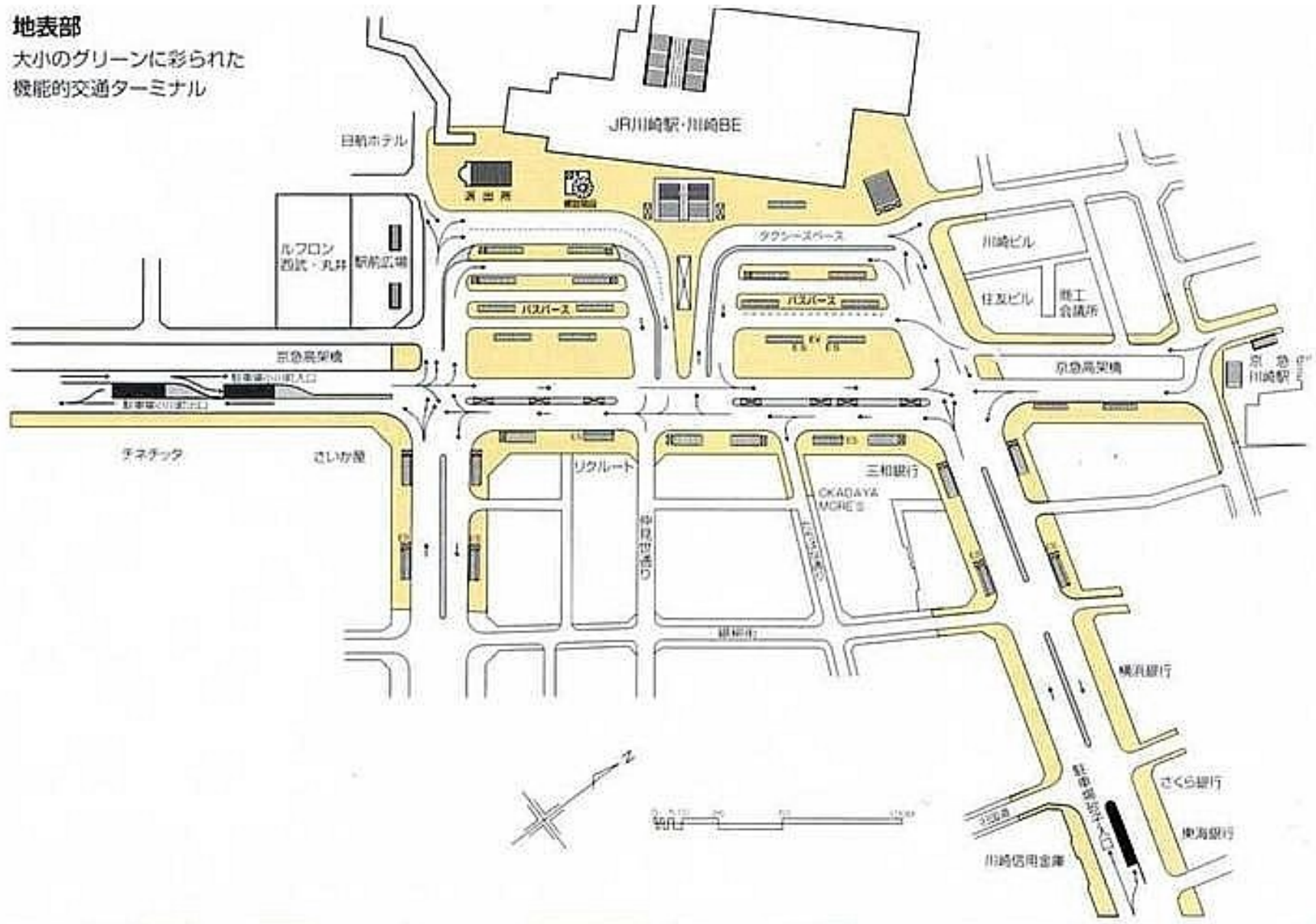
出口は小川町出口の1カ所のみ

*ご利用の方は砂子、小川町両ランプとも
中央車線からお入りください。



地表部

大小のグリーンに彩られた
機能的交通ターミナル



11. その他消火活動上必要な施設

① 非常コンセント設備

3相3線200V-30A及び単相2線100V-15Aの非常コンセントを連結送水管放水口と同一箇所（B1F 14、B2F 15ヶ所）に設置。トリップ表示を防災盤におこなう。電源は非常電源からそれぞれ2系統で供給し、配線は耐火電線としている。

② 無線通信補助設備

地下街と地上との無線通信が的確にできるよう、無線通信補助設備（漏洩同軸ケーブル）を設置している。無線入力端子を地上部及び防災センターに設け、消防及び警察との円滑な無線運用をはかっている。ケーブルは耐熱型で湿気により電気的特性の劣化しないものを使用している。また、地上消防用端子箱には、防災センターとの連絡用インターフォンを設けている。

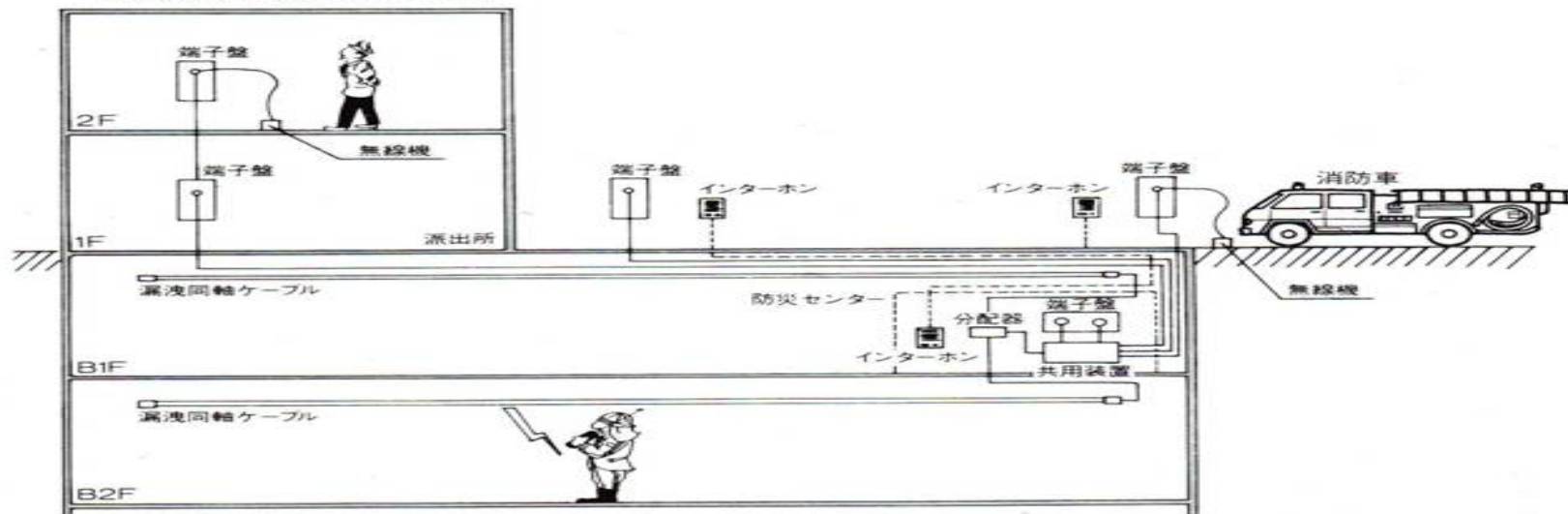
●使用周波数

消 防：VHF 3波（同時使用は不可）
 UHF 1波
 警 察：VHF 2波
 UHF 1波
 管理用：UHF 1波

●接続用端子

消 防：3ヶ所（地上2、防災盤1）
 警 察：2ヶ所（派出所1、2階各1）
 管理用：1ヶ所（防災盤）

●無線通信補助設備系統図



③ 防火水槽

消火活動上必要な水源として、防火水槽（4ヶ所）を設ける。水槽の容量は合計200m³である。

電波遮蔽対策について

- 電波の利用は国民生活のすみずみまで行き渡り、日常生活には不可欠となっている。また、災害時等の情報手段としても見逃してはならず、その様な観点からも、地下街・地下鉄・トンネル等の遮蔽された空間での電波遮蔽の改善は大きな課題である。特にいずれの施設も公共性が非常に高く、地上波デジタル化が浸透していく中で、施設管理者の立場から利用者の方々への利便サービスと安全・安心の提供を与える環境整備が使命であると考えます。



- 課題整理
 - ① 基本的考え方の共通認識
 - ② 整備主体と役割分担の確立
 - ③ 導入時における規制緩和と技術的な問題
 - ④ 費用負担の基本的スキーム